

令和7年度 富山市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、富山市において障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するため基本的事項を定めるものである。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての所属が物品等を調達する場合に適用する。

3 基本的考え方

- (1) 施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努める。
- (2) 施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な執行に留意しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、優先的に施設等から物品等を調達するよう努める。

4 調達対象施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項の障害者就労施設等(別記1)のうち、富山市内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。

また、対象とする物品等は、施設等が供給するものとする。（別記2）

5 調達の目標

物品及び役務のそれぞれについて、令和6年度調達実績額（見込み）を上回るものとし、令和7年度の目標額は物品500千円、役務15,000千円、計15,500千円とする。

参考	物品	役務	合計
令和6年度調達実績見込み	393千円	14,809千円	15,202千円

6 調達の推進方法

- (1) 供給可能な物品等の情報収集と提供
障害福祉課は、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、各所属に提供する。
- (2) 政策目的随意契約制度の活用
各所属は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や富山市契約規則など関係規定に従い、可能な限り政策目的随意契約制度を活用し、施設等からの物品等の調達に努める。

(3) 障害者就労施設等への配慮

各所属は、物品等の調達にあたり、施設等の障害特性等に留意した納期を設定するなどの配慮をする。

(4) 共同受注窓口の活用

各所属は、数量の多い物品等を発注する場合などにおいて、円滑な調達を行うため、富山県社会就労センター協議会に設置されている共同受注窓口の活用も検討する。

7 調達実績の公表

4 か月毎に各部局別の調達実績を職員ポータルに掲示する。

また、当該年度終了後に、遅滞なく調達の実績を集計し、その概要を市のホームページへの掲載等により公表する。

8 優先調達への切り替え有無についての照会

各部局へ、財務会計から出力した前年度の【報償費】【印刷製本費】【手数料】【委託料】のリストを送付し、優先調達への切り替え可能性の有無について照会を行うことで、優先調達への切り替えを促す。

別記1 障害者就労施設等

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援 A・B 型事業所
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ①障害者雇用促進法の特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所
※重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ・障害者の雇用者数が5人以上
 - ・障害者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
(在宅就業障害者)
- ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体
(在宅就業支援団体)

別記2 調達の対象とする物品等

種別	分類	例
物品	食品	穀物・野菜類（豆腐、漬物、キノコ類含む）
		畜産類（卵、地鶏）
		パン類
		菓子（ケーキ、焼き菓子、ジャム等）
		惣菜・飲料
		その他（茶葉、しいたけ栽培キット等）
	小物・雑貨・記念品	紙製品、布製品、花苗等
役務	日用品・生活雑貨	手ぬぐい、雑巾、石鹼、竹炭等
	事務用品	ノート、ペン立て、ハガキ、カード等
	印刷	普通印刷（ポスター、リーフレット、冊子等）
		名刺印刷
		封筒・はがき印刷
	リサイクル事業	回収、分別、仕分け作業等
	清掃・園芸・管理	除草作業
	封入・シール貼り・仕分け・発送	
	情報処理	データ入力、テープ起こし等
	その他サービス	逡送、洗車、バンド演奏、その他下請け業務